

発行者情報

【表紙】	発行者情報
【公表書類】	2021年2月26日
【公表日】	株式会社フロンティア (Frontier Inc.)
【発行者の名称】	代表取締役社長 山田 紀之
【代表者の役職氏名】	福岡県福岡市中央区天神2丁目3番36号 ibb fukuoka
【本店の所在の場所】	092-791-8688
【電話番号】	執行役員管理部長 柳野 敦
【事務連絡者氏名】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの名称】	代表取締役社長 堆 誠一郎
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社フロンティア http://all-frontier.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期
決算年月	2018年11月	2019年11月	2020年11月
売上高 (千円)	1,063,165	1,239,171	1,480,873
経常利益 (千円)	2,423	59,492	77,258
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	2,559	63,709	61,296
包括利益 (千円)	2,963	62,539	58,514
純資産額 (千円)	64,554	127,093	185,608
総資産額 (千円)	481,972	605,583	787,638
1株当たり純資産額 (円)	102.47	201.74	294.62
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	4.06	101.13	97.30
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.4	21.0	23.6
自己資本利益率 (%)	4.1	66.5	39.2
株価収益率 (倍)	155.2	—	7.5
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	65,562	△18,943	114,459
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△7,493	△1,408	10,120
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	246	54,994	110,374
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	189,129	220,761	448,263
従業員数 (人)	16	16	22

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、第16期は当社株式の売買実績がなく株価を把握出来ないため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
5. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第15期の連結財務諸表について、如水監査法人による監査を受けております。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第16期及び第17期の連結財務諸表について、それぞれ仰星監査法人による監査を受けております。

2 【沿革】

年 月	概 要
2002 年 1 月	山口県周南市にて CAR フロンティア山田を創業 中古自動車販売事業を開始
2003 年 12 月	資本金 300 万円で有限会社を設立、商号を有限会社 CAR フロンティアに変更
2005 年 5 月	PB 販売事業にてインターネットによる自動車アフターパーツの販売を開始
2006 年 11 月	PB（プライベートブランド）商品のサイドバイザーの卸売販売を開始する。
2008 年 5 月	商号を株式会社フロンティアに変更
2011 年 4 月	中華人民共和国香港特別行政区に完全子会社の新城國際香港有限公司を設立
2011 年 11 月	株式譲渡により株式会社 EVOLUTION AUTO の株式を取得し、完全子会社化 商号を株式会社 IMS に変更 新城國際香港有限公司を主要拠点として OEM/ODM 事業を開始
2011 年 12 月	中古自動車販売事業を株式会社 IMS に事業譲渡
2014 年 7 月	福岡市に福岡支店の開設
2014 年 11 月	株式会社 IMS の全株式を第三者へ売却
2018 年 7 月	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場
2019 年 4 月	本社を福岡市へ移転し、旧本社を山口支店へ変更

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社新城國際香港有限公司（以下「フロンティア香港」という。）により構成され、ファブレスメーカーとして、製品の企画開発、品質管理、納期管理、輸入、販売までの一貫した機能を有しております。当社グループは、「新たな価値の創造による新たな領域の開拓」を企業理念として掲げ、自社工場を持たないファブレスの形態を採用することで、多様な市場ニーズや顧客ニーズを開発のコンセプトとして活用し、当社グループが選定した工場にて製品化しており、以下 PB 販売事業と OEM/ODM 事業の 2 つの区分にて展開しております。当該区分は「第 6 経理の状況 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。各セグメント別に行っている業務を整理すると以下のようになります。

(1) PB 販売事業

当事業は、当社が企画設計したオリジナル製品を、次の 2 つの販売形態によって分けられた部門で展開しております。製品を企画開発し販売までを一貫して行う製販一体の体制により、高品質なものを低価格にて販売するだけでなく、顧客からの要望を直接聞くことで、製品のさらなる改善につなげるとともに、新たな価値を生み出す商品開発に繋げるべく活動しております。

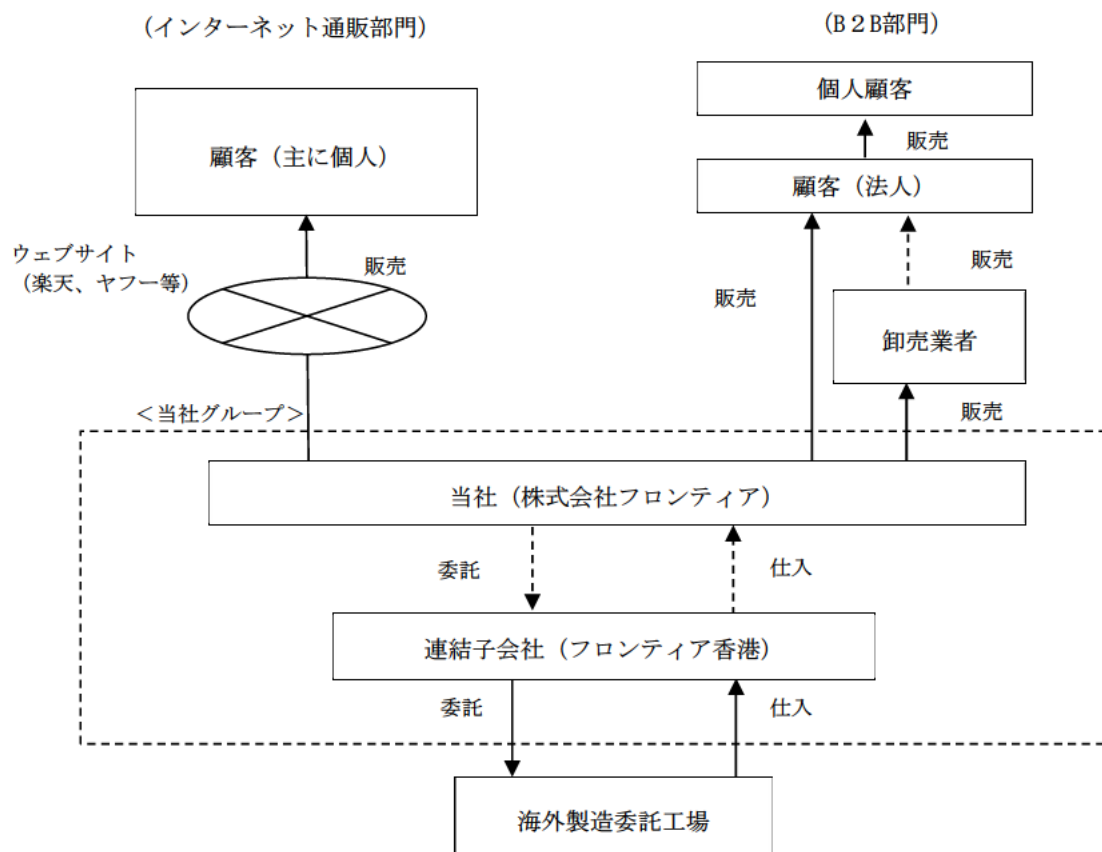
① B2B 部門

当社が企画設計した自動車用品（サイドバイザー、フロアマット等）のアフターパーツを、提携工場にて製品化し、当社連結子会社であるフロンティア香港を通じて輸入し、自動車販売店や自動車部品卸売業者へ販売しております。

② インターネット通販部門

主に個人顧客を対象として、当社が企画設計した自動車用品の他、ペット関連用品、アウトドア関連用品等の、FUN LIFE ITEM（お客様の楽しく充実した人生をサポートする商品）を提携工場にて製品化し、当社連結子会社であるフロンティア香港を通じて輸入し、ウェブサイトにて販売しております。

PB販売事業の説明を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



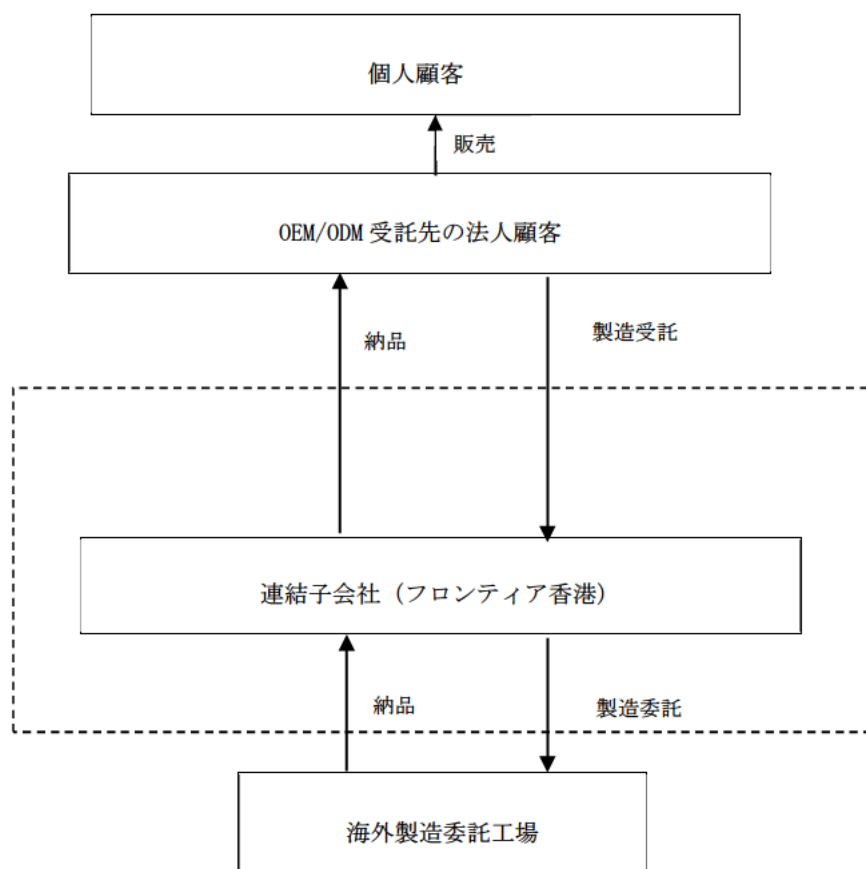
(2) OEM/ODM 事業 (注)

当事業は、当社連結子会社であるフロンティア香港の主たる事業で、顧客の要望する商品の製造を当社連結子会社又は当社にて受託し、当社グループが選定した工場にて製品化し、顧客に納品しております。主に、タブレット端末や玩具などの電子機器製品を取り扱うほか、PB 販売事業で蓄積したノウハウを活用した多品種小ロットの OEM/ODM 対応を行っております。

(注) OEMとは、Original Equipment Manufactureの略語で、委託者が製品の開発から設計までを行い、製造のみを委託する方式であります。

ODMとは、Original Design Manufactureの略語で、受託者が製品の企画設計から受託する方式であります。

OEM/ODM事業の説明を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (香港ドル)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) フロンティア香港 (注) 2. 3.	中華人民共和国 香港特別行政区	1, 000, 000	OEM/ODM 事業	100. 0	業務委託及び製品の購入。役員の兼任あり。資金援助あり。

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. フロンティア香港は、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	1, 013, 577千円
	(2) 経常利益	31, 154千円
	(3) 当期純利益	28, 924千円
	(4) 純資産額	70, 533千円
	(5) 総資産額	244, 252千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
PB販売事業	13
OEM/ODM事業	3
報告セグメント計	16
全社（共通）	6
合計	22

(注) 1. 従業員数は就業人員（パートタイマー含む）であります。

2. 全社（共通）として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2020年11月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
16	41. 8	4. 9	3, 511

セグメントの名称	従業員数（人）
PB販売事業	10
全社（共通）	6
合計	16

- (注) 1. 従業員数は就業人員（パートタイマー含む）であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（2019年12月1日から2020年11月30日）におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の解決の糸口も見えないまま、世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済活動は深刻な景気後退に陥りました。4月の緊急事態宣言発出後、感染者数は、減少傾向となり、5月下旬の緊急事態宣言解除以降、徐々に経済活動が再開され、個人消費の持ち直しが期待されましたが、第3波の感染拡大の影響により、再び緊急事態宣言が発出される等、先行きも不透明な状況となっております。自動車業界においては、緊急事態宣言発出により、外出の自粛等で落ち込みを見せましたが、緊急事態宣言解除以降、公共交通機関の混雑を避ける動きから移動手段が変わり、自家用車の購入やサブスクリプションの利用等の新しい車の持ち方が追い風となり、新車販売台数が対前年比で10月131.6%、11月106.0%（一般社団法人「日本自動車販売協会連合会」統計資料より）と持ち直しを見せております。

このような状況の中で、当社グループ（当社、連結子会社）の主力事業でありますPB販売事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも春節による中国工場の休業を見越し、手持ち在庫を手厚くしていたため、取引先への商品供給体制が滞る事態とはならず、安定供給することができ、その後取引先の在庫拡充の動きとなったことから増収増益となりました。OEM/ODM事業では、これまで積み重ねてきた市場ニーズの高い商品に絞り込んだ受注営業戦略により、人気キャラクターの児童向け電子玩具の大口受注や、巣籠需要による効果もあり、大幅な増収増益となりました。なお、繰延税金資産の取り崩しに伴う法人税等調整額13,944千円を計上しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,480,873千円（前年同期比19.5%増加）、営業利益76,505千円（前年同期比31.0%増加）、経常利益77,258千円（前年同期比29.9%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益61,296千円（前年同期比3.8%減少）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①PB販売事業（Private Brand 販売事業）

自動車用品販売を主とするPB販売事業は、B2B部門において、全国の優良な自動車販売会社を1社ずつ訪問し新規契約を積み重ねてきたこれまでの営業戦略に加え、電話営業、リモート営業等を実施し、営業活動の維持、拡大に努めて参りました。緊急事態宣言発出後も、在庫切れを起こさず安定供給できたことから、当社商品の取り扱い数を増やす店舗の増加や、取引先の在庫拡充による需要に応えることができ、好調に推移いたしました。

この結果、PB販売事業の業績は、売上高918,765千円（前年同期比6.0%増加）、セグメント利益153,050千円（前年同期比22.2%増加）となりました。

②OEM/ODM事業（Original Equipment Manufacture/Original Design Manufacture 事業）

電子玩具販売を主とするOEM/ODM事業では、クリスマスシーズンを視野に市場ニーズの高い商品に絞り込んだ受注営業戦略を実施し、受注獲得数、売上高の増加に努めました。人気キャラクターの児童向け電子玩具の大口受注や、巣籠需要もあり好調に推移いたしました。

この結果、OEM/ODM事業の業績は、売上高562,108千円（前年同期比51.0%増加）、セグメント利益24,865千円（前年同期比79.8%増加）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して227,501千円増加し、448,263千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益77,899千円を計上し、売上債権の増加額11,156千円、たな卸資産の減少額10,584千円、前渡金の減少額15,813千円、仕入債務の増加額10,332千円等により、114,459千円の獲得(前年同期は、18,943千円の使用)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、保険積立金の解約による収入等により、10,120千円の獲得(前年同期は、1,408千円の使用)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入140,000千円、長期借入金の返済による支出28,047千円等により、110,374千円の獲得(前年同期は、54,994千円の獲得)となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高 (千円)	前年同期比 (%)
PB販売事業	451,281	△3.5
OEM/ODM事業	505,715	+52.6
合計	956,996	+19.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
OEM/ODM事業	507,237	+45.9	—	—
合計	507,237	+45.9	—	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. PB販売事業は、市場見込販売であるため、該当事項はありません。

(4) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
PB販売事業	918,765	+6.0
OEM/ODM事業	562,108	+51.0
合計	1,480,873	+19.5

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)		当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
加賀マイクロソリューション株式会社	333,738	26.9	521,261	35.2
マツダパーツ株式会社	330,732	26.7	345,428	23.3

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、主力のアフターパーツを販売するだけでなく、製品の企画開発・品質管理・納期管理・輸入・販売までの一貫した機能を有するファブレスメーカーとしての成長を目指しております。今後は以下の課題に取り組んでまいります。

(1) 知名度の向上

当社グループは、主にアフターパーツを販売している PB 販売事業においては、高品質、低価格の商材の提供や地道な営業活動に加えて株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market への上場等で、徐々に認知度も高くなっておりますが、さらに顧客ニーズに応える製品を市場に投入し知名度の向上を目指すものです。又、OEM/ODM 事業では、既に大手電子部品商社からの OEM 受注実績を重ねているところですが、今後も、ファブレスメーカーとして多様な顧客ニーズ、市場ニーズに合った、製品をタイムリーに市場投入する体制を強化し、知名度の向上を図ってまいります。

(2) 製造委託先の拡大

当社グループは、製品製造にあたり、フロンティア香港を通じて中国工場において生産を委託しております。生産委託先が中国に集中していることから、為替リスクのほか、政情、金融不安、文化や商慣習の違い、特有の法制度や税制変更、労働力不足や労務費上昇、知的財産権保護制度の未整備等、国際的活動の展開に伴うリスクがあります。当社グループとしては、今後の販売数量や製品アイテム数の増加に応じて、新たな委託先の発掘等を行うとともに、生産拠点の見直しを随時検討することで、カントリーリスクを最小にすべくリスクマネジメントに注力してまいります。

(3) 品質・納期管理体制の強化

当社グループは、ファブレスメーカーとしての成長を目指す中で、今後、多品種小ロットでの生産対応が求められます。製品アイテムごとの採算管理を徹底するとともに、現地にあるフロンティア香港を通じて、製造委託先との連携を強化し、より高いレベルでの品質管理、納期管理を徹底してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。

なお、本文における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 売上高の季節変動について

当社グループの売上高は、主にアフターパーツを販売しているPB販売事業では、例年3月に向けて新車ディーラーが登録台数を増やすことから、1月、2月、3月を含む第1四半期及び第2四半期の売上高が他の四半期と比べて大きくなり、第3四半期及び第4四半期の売上高の割合が低くなるという季節変動性をもっています。また、OEM/ODM事業の売上高は、子供向け電子玩具を販売しておりクリスマス商戦を見越した受注が多いことから第1四半期及び第2四半期の売上高が他の四半期と比べ低くなり、第3四半期及び第4四半期の売上高の割合が大きくなるという季節変動性を持っています。このような季節変動性は当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。上半期、下半期をPB販売事業とOEM/ODM事業が売上高を交互に補完しあう形となっており、通期を通じて売上高の平準化が図れるようにしております。ただし、当社の商品を取り付ける新車の販売台数、中古車の登録台数は景気の状態や税制改正・補助金制度、環境問題などに影響を受けることがあります。

(2) 特定取引先への依存度について

当社グループでは、PB販売事業では、多数の販売先と取引を行っておりますが、一部の販売先に対する依存度が高くなっております。現在、各販売先との取引関係は良好に推移しております。OEM/ODM事業においても、一部の販売先に対する依存度が高くなっており契約条件の変更や契約の解除等があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替リスクについて

当社グループは、取り扱っている製品の大半を海外から調達しております。海外との取引は、香港ドルや米ドル等の外貨建てで行われており、外貨建ての取引が増加し、当初想定した為替レートと実勢レートに著しい乖離が生じた場合には当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、海外連結子会社の財務諸表は現地通貨にて作成されるため、連結財務諸表作成時に円換算されることになり、為替相場の変動による円換算時の為替レートの変動が、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材確保、育成について

当社グループが、今後更なる事業拡大を図るためには、優秀な人材の確保及び社内人材の育成が重要な課題であり、採用による人材の獲得を積極的に行っております。しかしながら、当社グループが必要な人材を十分に確保できなかった場合には事業規模に応じた適正な人材配置が困難になることから、事業拡大の制約要因となり、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定業界への依存について

当社グループの売上高において、PB販売事業では、自動車関連業界への売上高は全体売上高の約6割強を占めております。一方、4割弱の売上高はOEM/ODM事業で玩具業界への売上高となっており、全く異なる業種となっております。ただしいずれも内需型業界であり、国内個人消費動向に影響され、国内景況が悪化するような場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) 品質管理について

当社グループでは、生産委託により製品を製造しておりますが、委託先の品質管理の指導・管理を行うほか、製品を納品する際には検品して、製品の品質の確保に努めております。当社グループは各製品の特性に応じた最適な品質を確保できるよう、徹底した品質管理に取り組んでおりますが、予期せぬ事情により品質に関する問題が発生し、リコール、訴訟等に発展した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 知的財産権について

当社グループは、現時点において、当社グループの事業活動に影響を及ぼすような知的財産権が他社により侵害されているという事実はありません。また、同様に、当社グループが企画・販売する製品が他社の知的財産権を侵害しているという事実はありません。しかしながら、当社グループの事業活動に関連して第三者が知的財産権の侵害を主張して法的手段に訴えた場合、あるいは逆に当社グループが法的手段に訴える場合、訴訟に発展する可能性があります。また、その訴訟の結果、当社グループの事業が差し止められ、損害賠償等の金銭的な負担を余儀なくされた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である山田紀之は、当社グループの創業者であり、自動車及び自動車関連業界に関する豊富な知識と経験、及び人脈、また海外(中国)拠点における生産委託活動を通じて豊富な人脈を有しており、当社グループの事業運営にあたって重要な役割を果たしております。現在、組織的な経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏の業務執行が困難となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 小規模組織であることについて

当社グループ組織は、役員8名及び従業員22名と小規模であり、内部管理体制もこのような規模に応じたものとなっております。また、今後事業拡大に伴い内部管理体制の一層の充実を図る方針ではありますが、当社グループが事業拡大や人員の増強に即応して、適切かつ十分な組織的対応ができるか否かは不透明であり、これらが不十分な場合には組織効率が低下し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 有利子負債への依存について

当社グループは、資金調達につき金融機関からの借入金等に多く依存しており、2020年11月期末における有利子負債は総資産の63.9%となっております。よって、金融情勢の変化などにより計画通り資金調達ができない場合には、事業展開等に影響を受ける可能性があります。また、金利の上昇により資金調達コストが増大した場合には利益を圧迫し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) たな卸資産廃棄及びたな卸資産評価の影響について

当社グループは、顧客からの数量、納期などの要求に適切に対応し、顧客に対する供給責任を果たすために必要なたな卸資産を保有しております。当社グループでは、顧客の求める数量や当社製品の需要動向を考慮し、生産委託工場への発注数量を調整する等、たな卸資産の適正管理に努めております。しかしながら、景気の変動等に伴い、顧客の求める数量に変動が生じた場合は、廃棄又は資産価値評価の見直しを必要とする等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 物流業務の外部委託について

当社グループは、顧客に最短かつ確実に商品を納入すること及び当社グループの財務並びに業務効率の最大化を図る必要から、商品の在庫管理業務、商品の梱包・発送業務等に関する物流業務を外部の専門企業に委託しております。その取引条件の変更や事故あるいは災害によるトラブルが発生した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) カントリーリスクについて

当社グループでは、取り扱う製品の大半について中国企業に生産委託しております。そのため、為替リスクに止まらず、政情、金融不安、文化や商慣習の違い、特有の法制度や税制変更、労働力不足や労務費上昇、知的財産権保護制度の未整備等、国際的活動の展開に伴うリスクがあります。当社グループでは、香港に子会社を設置し、中国企業との交渉や品質管理、新たな委託先の発掘等を行うとともに、随時、ベトナムを始めとするアジア諸国への生産シフトの可能性を検討するなど、カントリーリスクに留意した事業展開を進めておりますが、中国の政治・経済・法制度等の急激な変化は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに2018年7月27日に上場いたしました。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。当発行情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。

また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができると定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続き若しくは更生手続き、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づく事業再生（当該手続きが実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続きによる場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号但し書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されるものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難であ

る旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則としてJ-Adviser契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。

（b）当社が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものではないこと。

（b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 当社が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（前項第2号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある

場合を含む)において、支配株主と取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑭ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）。

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることになる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑮ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑯ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に

対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑰ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① 当社又は同社が、J-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他J-Adviser契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月とする。)を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときはJ-Adviser契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、当社及び同社は、合意によりJ-Adviser契約期間中いつでもJ-Adviser契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1か月前に書面で通知することによりJ-Adviser契約を解除することができる。
- ③ J-Adviser契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社はJ-Adviser契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

なお、当発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループは、PB販売事業において、当社の主力商品である自動車用品の研究開発を継続的に行っております。当連結会計年度の研究開発費の総額1,937千円となっております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末と比べ208,116千円増加し、775,061千円となりました。現金及び預金の増加227,501千円、売掛金の増加7,466千円、商品の減少10,584千円、前渡金の減少16,058千円等が主な要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は、前連結会計年度末と比べ26,061千円減少し、12,576千円となりました。繰延税金資産の減少13,977千円、その他の減少13,587千円が主な要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末と比べ3,959千円増加し、411,127千円となりました。未払消費税等の増加8,542千円、買掛金の増加8,911千円、短期借入金の減少7,370千円、1年内返済予定の長期借入金の減少5,519千円が主な要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は、前連結会計年度末と比べ119,580千円増加し、190,902千円となりました。長期借入金の増加117,472千円等が主な要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末と比べ58,514千円増加し、185,608千円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加61,296千円等が主な要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」をご覧ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額は5,603千円であり、主にPB販売事業用資産としての業務用車両運搬具の導入、ミーティングルームの設置工事費（建物）や開示書類の作成支援ソフトウェアの導入によるものであります。なお、重要な設備の売却、除却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2020年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員 数 (人)
			車両運搬具	リース資産	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (福岡市中央区)	全社資産	業務用車両・ 情報機器	3,442	2,283	1,475	170	7,371	6
山口支店 (山口県周南市)	PB販売事業	商品開発用 設備	1,292	—	—	—	1,292	10

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、一括償却資産であります。
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。
 3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 4. 従業員数は就業人員であります。

(2) 在外子会社

2020年11月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）		従業員数 (人)
				その他	合計	
フロンティア香港	本社 (中華人民共和国 香港特別行政区)	OEM/ODM事業	—	—	—	6

- (注) 従業員数は就業人員であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	連結会計年度末現在 発行数 (株) (2020年11月30日)	公表日現在発行数 (株) (2021年2月26日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	2,520,000	1,890,000	630,000	630,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株 式数 100株
計	2,520,000	1,890,000	630,000	630,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年4月5日 (注) 1	—	6,300	△19,500	30,000	△27,859	9,640
2018年5月10日 (注) 2	623,700	630,000	—	30,000	—	9,640

(注) 1. 2018年2月28日開催の定時株主総会決議に基づき、欠損てん補することを目的として、資本金の額49,500千円を19,500千円減額し30,000千円とし及び資本準備金の額37,500千円を27,859千円減額し9,640千円とした上で、その金額をその他資本剰余金に振り替えております。

2. 2018年4月13日の取締役会決議に基づき、2018年5月10日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は623,700株増加し、630,000株になっております。

(6) 【所有者別状況】

2020年11月30日現在

2020年11月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	4	—	2	10	16	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	271	—	230	5,799	6,300	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	4.30	—	3.65	92.05	100	—

(7) 【大株主の状況】

2020年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
山田 紀之	山口県周南市	340,900	54.11
立石 直孝	山口県周南市	104,000	16.51
伊藤 一三	Kowloon, HKSAR.	60,000	9.52
石井 悠士	山口県周南市	40,000	6.35
長弘 めぐみ	Kowloon, HKSAR.	20,000	3.17
LUM WAI CHEE	Kowloon, HKSAR.	20,000	3.17
高橋株式会社	福岡県久留米市諏訪野町2378	16,000	2.54
有限会社イージー・コンサルティング	大分県別府市西野口町2番16号	6,000	0.95
古賀 仁志	山口県周南市	5,000	0.79
廣田商事株式会社	福岡市中央区港2丁目8番25号	4,000	0.63
長弘 俊哉	New Territories, HKSAR.	4,000	0.63
計	—	619,900	98.40

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 630,000	6,300	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	630,000	—	—
総株主の議決権	—	6,300	—

② 【自己株式等】

2020年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合（％）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、各事業年度の業績と将来の事業展開を勘案し、企業基盤の強化のため内部留保にも配慮しつつ株主の皆様へ安定した配当を継続することを基本方針にしております。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことが出来る旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら、当社は成長途上であり、将来の事業展開と経営基盤の長期安定化に向けた財務体質の強化に必要な内部留保を確保するために、これまで配当を実施しておりません。一方、株主の皆様に対する利益還元は、重要な経営課題として認識しております。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期
決算年月	2018年11月	2019年11月	2020年11月
最高（円）	630	—	730
最低（円）	630	—	730

(注) 1. 第16期においては、当社株式の売買実績がなく株価を把握出来ないため該当事項はありません。

2. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2020年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高（円）	—	—	—	—	—	730
最低（円）	—	—	—	—	—	730

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2020年6月から10月までにおいては売買実績がありません。

５ 【役員の状況】

男性 ８名 女性 一名（役員のうち女性の比率 ー％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	山田 紀之	1975年２月６日生	1995年４月 山口トヨタ自動車㈱入社 2002年１月 CARフロンティア山田創業 2003年12月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 2011年４月 フロンティア香港設立 董事長就任（現任）	（注）３	（注）６	340,900
常務取締役	営業部長	立石 直孝	1974年９月19日生	1997年４月 ㈱スズキ自販山口入社 2002年９月 CARフロンティア山田入社 2003年12月 当社入社 2006年12月 常務取締役就任（現任） 2018年３月 当社営業部長（現任）	（注）３	（注）６	104,000
取締役	ー	長弘 俊哉	1982年12月16日生	2007年４月 フルタカ電気㈱入社 2011年４月 フロンティア香港入社 2013年８月 同社董事総経理就任（現任） 2015年２月 当社取締役就任（現任）	（注）３	（注）６	4,000
取締役	ー	前田 隆	1972年５月19日生	1996年７月 伊藤博税理士事務所 （現：伊藤隆啓税理士事務所）入社 2000年４月 ㈱ディー・ブレイン九州入社 2001年６月 同社取締役コンサルティング部長就任 2009年８月 同社代表取締役就任 2009年10月 ㈱ボルコロソ社外監査役就任（現任） 2012年８月 ㈱エムビーエス社外監査役就任 2014年６月 L I E N㈱（現：株式会社ボディコープ） 社外取締役就任（現任） 2014年９月 ㈱トライアンド設立代表取締役就任（現任） 2015年５月 五洋食品産業㈱社外取締役就任（現任） 2016年２月 当社取締役就任（現任） 2016年６月 ㈱アクアネット広島社外取締役就任（現任） 2016年８月 ㈱エムビーエス社外取締役就任（現任） 2017年９月 ㈱エスケーホーム（現 ㈱L i b W o r k） 社外取締役就任（現任）	（注）３	（注）６	（注７） 1,100
取締役	ー	力丸 宣康	1982年10月１日	2007年12月 新日本有限責任監査法人入社（現 EY新日本 有限責任監査法人） 2012年９月 力丸公認会計士事務所所長（現任） 2012年９月 ㈱KRパートナーズ代表取締役（現任） 2017年３月 ㈱デジオン非常勤監査役（現任） 2020年４月 当社取締役就任（現任） 2020年９月 九州有限責任監査法人副理事長就任（現任）	（注）３	（注）６	ー
常勤監査役	ー	檜崎 俊治	1955年１月29日生	1979年４月 富士通F.I.P ㈱入社 1988年１月 日本デジタルイクイップメント㈱（現ヒュー レットパッカー）入社 1995年２月 ㈱C A D I X 入社 九州支店長 2000年３月 シスコシステムズ合同会社 九州支店長 2001年５月 ドリームテクノロジーズ㈱執行役員 2002年２月 ㈱カスタネット代表取締役常務就任 2010年２月 モビラス㈱東アジア営業本部長就任 2017年９月 当社監査役就任（現任）	（注）４	（注）６	ー
監査役	ー	伊藤 和孝	1955年９月９日生	2008年７月 九州電力株式会社東京支社副社長 2011年７月 同社福岡西営業所長 2015年６月 九州ビジネスソリューションズ㈱監査役就任 2019年６月 同社ビジネスソリューションズ事業部 エグゼクティブマネージャー 2019年11月 当社監査役就任（現任）	（注）５	（注）６	ー

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役	—	小野 智博	1975年12月 2 日生	2008年12月 弁護士登録 ユアサハラ法律特許事務所入所 2016年10月 高橋株式会社社外取締役（現任） 2017年 4 月 TandemSprint, Inc. CEO就任（現任） 2018年 3 月 弁護士法人ファースト&タンデムスプリント 法律事務所開設代表弁護士就任（現任） 2019年11月 当社監査役就任（現任）	(注) 5	(注) 6	—
							450,000

- (注) 1. 取締役前田隆氏と取締役力丸宣康氏は、社外取締役であります。
2. 監査役檜崎俊治氏、監査役伊藤和孝氏及び監査役小野智博氏は、社外監査役であります。
3. 2021年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2022年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2020年11月期における役員報酬の総額については「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】 ⑥役員の報酬等」に記載のとおりであります。
6. 取締役前田隆氏が代表取締役である株式会社トライアンドの所有株式数であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図ってまいりました。このため、監査役会の定例開催日を取締役会と同一日の開催とすることで、監査役を取締役会出席率を高め取締役会での迅速な監視が可能となっているほか、社外取締役、社外監査役には企業経営者、弁護士、公認会計士を含め総勢5名の体制としております。これらのことにより適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることは可能と考えており、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名で構成しており、毎月1回定期に開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

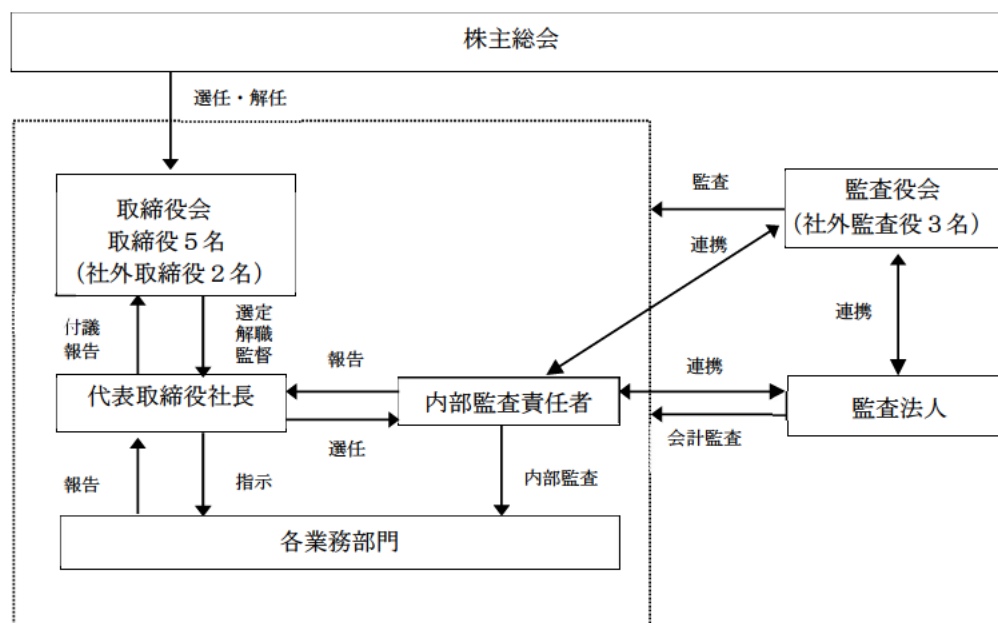
取締役会では、経営の基本方針、法令、定款、取締役会規程で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役会

当社は、社外監査役3名（うち1名は常勤）による監査役会を設置しております。監査役は、取締役会及びその他の重要な会議への出席、会社の業務及び財産の状況調査並びに各取締役との積極的な意見交換を通じて取締役の職務執行の監査を行っております。

ハ. 当社の経営上の意思決定、業務執行、監査及び内部統制のしくみは以下のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス及び内部統制体制の概略図



ニ. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針は次の通りです。

I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款、規程に適合することを確保するための体制

- (a) 経営理念、コンプライアンス基本方針に従い、全役職員に法令、定款、規程、マニュアル及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規程、マニュアル、社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底します。
- (b) 取締役及び従業員が法令及び定款等を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、「経営理念」に加え、「活動方針」を定めるものとします。
- (c) 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規程に対する違反事実やその恐れがある行為を早期に発見し、是正することを目的とする内部通報体制の運用を行います。
- (d) 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任いたします。
- (e) 監査役会は独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、監査役会の規程に従い、取締役の職務執行状況を監査します。
- (f) 内部監査室は、法令・定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査・監督を行います。
- (g) コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び全従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行います。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行にかかる情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規定に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。また必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行います。
- (b) 取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制といたします。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、取締役会において、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施します。
- (b) リスク情報等については、各部門責任者より取締役会に対して報告を行います。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害の拡大を最小限にとどめる体制を整えます。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 「取締役規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催します。
- (b) 「取締役会規程」に定められている、要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守します。
- (c) 経営方針に基づく中期経営計画、年度事業計画の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図ります。
- (d) 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にします。
- (e) 職務権限を超える案件については、主管部門の専門的意見を反映させうえて、代表取締役社長及び担当役員の合議により決議する稟議制を構築、運営します。

V. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社はフロンティアグループ（企業集団）における人材方針やコンプライアンス方針を明示し、企業集団に経営理念の共有・浸透を図り、その業務の適正を確保します。
- (b) 子会社は「関係会社管理規程」に定める承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗情報の報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保します。

- (c) 子会社の部門長は子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について取締役会に報告を行います。
- (d) 子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に行います。
- (e) 当社は必要に応じて、子会社に対し取締役を派遣又は監査役が赴き、当該役員を通じて子会社取締役の職務執行を監視・監督するものとします。

VI. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の担当取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項

- (a) 監査役が必要とした場合、監査役に職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役会で協議するものとします。
- (b) 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役会の同意を得るものとします。
- (c) 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとします。

VII. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - i 監査役は取締役会のほか必要に応じて、一切の社内会議に出席する権利を有します。
 - ii 監査役の要請に応じて、取締役会及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室（現管理部）は内部監査の結果を報告するものとします。
 - iii 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監査役に報告するものとします。
- (b) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制
 - i 当社監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した時は、直ちに当社の監査役へ報告するものとします。

VIII. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った、取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行うものとします。

IX. 監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求にかかる費用が監査役職務執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じることとします。

X. その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行するものからの独立性を保持するものとします。
- (b) 監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行うものとします。
- (c) 監査役は、管理部と緊密な連携を保ち、必要に応じて、管理部に調査を依頼できるものとします。

XI. 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに「財務報告にかかる内部統制の整備に関する基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備します。

XII. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係各機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための整備を推進します。

ホ. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、内部監査規程に基づき、各部門の業務に対して監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、被監査部門に対して改善指示を行い、改善状況を継続的に確認しております。

また、内部監査責任者（１名）と監査役は、随時情報交換を実施しており、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取り組んでおります。また、内部監査責任者と監査役は、監査法人とも定期的に意見交換を実施しており、各監査を有機的に連携させることにより、各監査の実効性及び効率性の向上を図るとともに、当社の業務の適正性の確保に努めております。

ヘ. 会計監査の状況

会計監査については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、仰星監査法人による監査を受けております。

当社の当連結会計年度における監査業務を執行した公認会計士は、寺本悟氏、田邊太郎氏の２名であり、いずれも継続監査年数については７年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士７名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

② リスク管理体制の整備状況

当社はリスク管理規程（2015年10月15日制定、2020年10月１日改正）に基づき当社のリスクを管理してまいります。当社の規模や事業所分散状況（福岡本社、山口支店、フロンティア香港と地域分散されており災害に遭遇しても別の事業所でバックアップが可能）から、リスク管理委員会は設置しておりませんが、リスク発生時にはその都度、取締役会に諮ってリスク管理するようにしております。リスク管理規程では当社の経営危機に該当するリスクを以下のように規定しております。

- (1) 当会社グループの過失により取引先または顧客等（以下、第三者という。）に多大な損害を与えた場合
- (2) パソコン、電子計算機またはシステム障害により第三者に多大な損害を与えた場合
- (3) 経営上極めて重要な情報が外部に流失または漏洩した場合
- (4) 重要な取引先が倒産した場合
- (5) 商品に毒物または危険物等を混入された場合
- (6) 不本意にして法令違反を犯し、その責任を問われ、または行政処分を受けた場合
- (7) 誤報道または風説の流布等により多大な損害を受け、もしくは受けるおそれがある場合
- (8) 火災、地震または風水害等によって多大な損害を受けた場合
- (9) 重大な労働災害を発生させた場合
- (10) 不慮の事件または事故により役員もしくは相当数の従業員の生命あるいは健康が危機にさらされた場合
- (11) 役員または部門長が誘拐もしくは殺害された場合
- (12) 第三者により株式が買い占められた場合
- (13) その他当会社グループの存続にかかわる重大な事案が発生した場合

なお、今回発生中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス等の重大な感染症や今後発生しうる同様の重大な感染症についても重大なリスクと認識しております。

（対策本部の設置）

上記事由の状況が発生した場合は、まず管理部長により損害を最小限にとどめる対策を実施するとともに、必要に応じて事業継続計画を策定する。又、経営危機に際しては代表取締役社長（代表取締役社長に事故があった場合は、あらかじめ指名した役職員）を本部長とし、対策本部を設置するものとしております。

③ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社と社外監査役檜崎俊治氏及び伊藤和孝氏との間には、人的関係・資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。小野智博氏においては、社外取締役を務める高橋株式会社が、当社普通株式を16,000株所有しておりますが、その他に、当社と社外監査役小野智博氏との間に人的関係・資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。社外取締役前田隆氏においては、代表取締役を務める株式会社トライアンドが、

当社普通株式を1,100株所有しておりますが、その他に、当社と社外取締役前田隆氏との間に、人的関係・資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。又、社外取締役力丸宣康氏との間には、人的関係・資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社における社外取締役、社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割は、それぞれに有する専門知識、経験等を基礎とし、高い中立性、独立性及び客観的観点から、当社取締役会等における発言、業務執行のモニタリング等により、当社経営戦略、議案審議及び内部統制に活かすことにあります。当社では、これらが有効に機能しうることを、社外取締役及び社外監査役招聘上の基本方針としております。

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

④ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については原則行わないことを基本方針としております。万が一、取引を検討せざるを得ない場合には、その取引を行うこと自体に合理性（事業上の必要性）があること、及び取引条件の妥当性（他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる）があることが担保され、グループの利益が損なわれる状況にないものであることを精査し、取締役会での決議を得ることとしております。

当社グループは、会社経営の健全性の観点より、関連当事者との取引を開始する際には、留意すべき必要性が高いことを認識し、上記内容が担保されているかを慎重に判断し、稟議規定、職務権限規程等の則り、取締役会決議等、適正な決裁を受けることとしております。

⑤ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 役員の報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	40,247	40,247	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	8,120	8,120	—	—	—	5

ロ. 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員報酬等の額の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員報酬の決定方針につきましては、取締役の報酬額は年額1億円以内（2018年6月1日開催の臨時株主総会にて決議）としており、その範囲内で株主総会後に開催される取締役会において、協議により決定しております。監査役の報酬額は年額2千万円以内（2018年6月1日開催の臨時株主総会にて決議）としており、その範囲内で監査役の協議により決定しております。

⑦ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等による自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑨ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	10,000	—
連結子会社	—	—
計	10,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査日数等を勘案し、監査役の同意を得て決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2019年12月1日から2020年11月30日まで）の連結財務諸表について、仰星監査法人による監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2020年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	220,761	448,263
売掛金	146,058	153,524
商品	178,520	167,935
前渡金	16,944	886
その他	4,672	4,467
貸倒引当金	△11	△15
流動資産合計	566,945	775,061
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具（純額）	※1 6,671	※1 4,735
リース資産（純額）	—	※1 2,283
その他（純額）	※1 489	※1 170
有形固定資産合計	7,160	7,189
無形固定資産		
ソフトウェア	—	1,475
無形固定資産合計	—	1,475
投資その他の資産		
繰延税金資産	15,161	1,184
その他	16,315	2,728
投資その他の資産合計	31,476	3,912
固定資産合計	38,637	12,576
資産合計	605,583	787,638

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2020年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	30,415	39,326
短期借入金	※2 302,427	※2 295,057
1年内返済予定の長期借入金	28,047	22,528
リース債務	775	432
未払法人税等	3,414	1,993
未払消費税等	2,753	11,295
その他	39,334	40,493
流動負債合計	407,167	411,127
固定負債		
長期借入金	68,661	186,133
リース債務	197	2,419
資産除去債務	2,296	2,349
繰延税金負債	32	—
その他	134	—
固定負債合計	71,321	190,902
負債合計	478,489	602,029
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	9,640	9,640
利益剰余金	82,225	143,522
株主資本合計	121,866	183,162
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	5,227	2,445
その他の包括利益累計額合計	5,227	2,445
純資産合計	127,093	185,608
負債純資産合計	605,583	787,638

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
売上高	1,239,171	1,480,873
売上原価	※1 777,565	※1 967,580
売上総利益	461,606	513,293
販売費及び一般管理費	※2, ※3 403,207	※2, ※3 436,788
営業利益	58,398	76,505
営業外収益		
受取利息	100	40
受取家賃	2,256	2,256
受取手数料	63	1,550
業務委託収入	—	1,607
保険金収入	5,450	663
雇用調整助成金	—	2,985
その他	161	1,311
営業外収益合計	8,031	10,414
営業外費用		
支払利息	6,203	6,858
為替差損	649	—
保険解約損	—	2,727
その他	84	74
営業外費用合計	6,937	9,661
経常利益	59,492	77,258
特別利益		
固定資産売却益	—	※4 641
特別利益合計	—	641
税金等調整前当期純利益	59,492	77,899
法人税、住民税及び事業税	1,569	2,658
法人税等調整額	△5,786	13,944
法人税等合計	△4,217	16,603
当期純利益	63,709	61,296
親会社株主に帰属する当期純利益	63,709	61,296

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年12月 1 日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月 1 日 至 2020年11月30日)
当期純利益	63,709	61,296
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△1,170	△2,781
その他の包括利益合計	※ △1,170	※ △2,781
包括利益	62,539	58,514
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	62,539	58,514
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	30,000	9,640	18,515	58,156
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			63,709	63,709
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計	—	—	63,709	63,709
当期末残高	30,000	9,640	82,225	121,866

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	6,398	6,398	64,554
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			63,709
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	△1,170	△1,170	△1,170
当期変動額合計	△1,170	△1,170	62,539
当期末残高	5,227	5,227	127,093

当連結会計年度（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	30,000	9,640	82,225	121,866
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			61,296	61,296
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計	—	—	61,296	61,296
当期末残高	30,000	9,640	143,522	183,162

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	5,227	5,227	127,093
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			61,296
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	△2,781	△2,781	△2,781
当期変動額合計	△2,781	△2,781	58,514
当期末残高	2,445	2,445	185,608

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	59,492	77,899
減価償却費	3,208	3,835
固定資産売却益	—	△641
為替差損益 (△は益)	△3,018	286
保険解約損	—	2,727
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△34	4
受取利息及び受取配当金	△100	△40
支払利息	6,203	6,858
売上債権の増減額 (△は増加)	△51,410	△11,156
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△21,570	10,584
前渡金の増減額 (△は増加)	△13,257	15,813
仕入債務の増減額 (△は減少)	11,696	10,332
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	1,603	△486
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△5,408	8,542
その他	△476	368
小計	△13,072	124,927
利息及び配当金の受取額	100	40
利息の支払額	△5,580	△6,518
法人税等の支払額	△391	△3,990
営業活動によるキャッシュ・フロー	△18,943	114,459
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	—	900
有形固定資産の取得による支出	△1,408	△1,589
保険積立金の解約による収入	—	12,581
その他	—	△1,771
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,408	10,120
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	88,716	△615
長期借入れによる収入	—	140,000
長期借入金の返済による支出	△31,934	△28,047
リース債務の返済による支出	△1,788	△962
財務活動によるキャッシュ・フロー	54,994	110,374
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,010	△7,453
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	31,631	227,501
現金及び現金同等物の期首残高	189,129	220,761
現金及び現金同等物の期末残高	※ 220,761	※ 448,263

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

新城國際香港有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日（11月30日）と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

未着商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

車両運搬具 4～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5ステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年11月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額については、評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2020年11月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	24,390 千円	27,133 千円

※2 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2020年11月30日)
当座貸越極度額の総額	160,000 千円	310,000 千円
借入実行残高	160,000	160,000
差引額	-	150,000

(連結損益計算書関係)

- ※ 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
たな卸資産評価損	375千円	243千円

- ※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
役員報酬	46,336千円	48,367千円
給料及び手当	62,943	74,292
退職給付費用	689	941
外注費	56,149	61,702
荷造運賃	96,673	104,129

- ※ 3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
研究開発費	2,418千円	1,937千円

- ※ 4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
車両運搬具	一千円	641千円

(連結包括利益計算書関係)

- ※ その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△1,170 千円	△2,781 千円
その他の包括利益合計	△1,170	△2,781

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

	前連結会計年度期首	増加	減少	前連結会計年度末
発行済株式				
普通株式	630,000	—	—	630,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式	630,000	—	—	630,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	当連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)
現金及び預金勘定	220,761 千円	448,263 千円
現金及び現金同等物	220,761	448,263

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、ミーティングルームの設置工事費（建物）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余剰資金は流動性の高い金融資産で運用し、また、短期及び長期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。また、海外からの輸入に際し生じる外貨建ての買掛金は、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務について、月別に為替の変動リスクを把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	220,761	220,761	—
(2) 売掛金	146,058	146,058	—
資産計	366,819	366,819	—
(1) 買掛金	30,415	30,415	—
(2) 短期借入金	302,427	302,427	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	96,708	96,603	△104
負債計	429,550	429,446	△104

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	220,761	—	—	—
売掛金	146,058	—	—	—
合計	366,819	—	—	—

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	28,047	22,528	21,708	18,878	5,547	—
合計	28,047	22,528	21,708	18,878	5,547	—

当連結会計年度（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	448,263	448,263	—
(2) 売掛金	153,524	153,524	—
資産計	601,788	601,788	—
(1) 買掛金	39,326	39,326	—
(2) 短期借入金	295,057	295,057	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	208,661	206,746	△1,914
負債計	543,044	541,129	△1,914

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	448,263	—	—	—
売掛金	153,524	—	—	—
合計	601,788	—	—	—

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	22,528	21,708	27,806	25,311	19,764	91,544
合計	22,528	21,708	27,806	25,311	19,764	91,544

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出制度として、中小企業退職金共済制度（中退共）に加入しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、689千円となっております。

当連結会計年度（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出制度として、中小企業退職金共済制度（中退共）に加入しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、941千円となっております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2020年11月30日)
繰延税金資産		
たな卸資産評価損	128千円	83千円
貸倒引当金	3	5
利息費用	782	800
減損損失	3,836	3,068
税務上の繰越欠損金	15,536	462
その他	1,412	1,331
繰延税金資産小計	21,700	5,752
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△1,115	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,072	△4,234
評価性引当額小計(注1)	△6,188	△4,234
繰延税金資産合計	15,512	1,517
繰延税金負債		
有形固定資産	△383	△333
繰延税金負債合計	△383	△333
繰延税金資産の純額	15,128	1,184

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な要因は、当社における税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年11月30日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	11,210	4,325	15,536
評価性引当額	—	—	—	—	—	△1,115	△1,115
繰延税金資産	—	—	—	—	11,210	3,210	(b) 14,420

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金15,536千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産14,420千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2020年11月30日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(c)	—	—	—	—	—	462	462
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	462	(d) 462

(c) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(d) 税務上の繰越欠損金462千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、繰延税金資産を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

3. 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2020年11月30日)
固定資産－繰延税金資産	15,161千円	1,184千円
固定負債－繰延税金負債	△32	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当連結会計年度 (2020年11月30日)
法定実効税率	34.1%	34.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8	1.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2	△1.4
住民税均等割	0.7	0.5
評価性引当額の増減	△37.0	△2.5
海外子会社の適用税率差異	△6.2	△9.8
その他	△0.4	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△7.1	21.3

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

当社グループは、本社事務所の建物賃貸借契約に基づき、事務所の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、現時点においてその債務に関する履行時期及び金額が合理的に見積り可能であることから、当該債務につき資産除去債務を計上しております。なお、内容の注記については重要性が乏しいため省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは自動車関連製品等の販売及びサービスに関するセグメント、主に電子機器の受託設計・製造及び販売に関するセグメントによって構成されており、「PB販売事業」「OEM/ODM事業」の2つを報告セグメントとしております。

「PB販売事業」(Private Brand 販売事業)は、主に、国内における自動車用品の自社製品の開発及び販売を行っております。

「OEM/ODM事業」(Original Equipment Manufacture/Original Design Manufacture 事業)は、主に、国内電子機器メーカーから電子機器・電子玩具等の設計・製造を受託し、製造及び委託者への販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一となっております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースでの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務諸 表計上額
	P B 販売	OEM/ODM	計		
売上高					
外部顧客への売上高	866,987	372,183	1,239,171	—	1,239,171
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	866,987	372,183	1,239,171	—	1,239,171
セグメント利益	125,229	13,829	139,058	△80,659	58,398
セグメント資産	244,640	100,668	345,309	260,273	605,583
その他の項目					
減価償却費	426	41	468	2,740	3,208

(注)「調整額」は、報告セグメントに帰属しない一般管理費等の全社費用及び全社資産であります。

当連結会計年度（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務 諸表計上 額
	P B販売	OEM/ODM	計		
売上高					
外部顧客への売上高	918,765	562,108	1,480,873	—	1,480,873
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	918,765	562,108	1,480,873	—	1,480,873
セグメント利益	153,050	24,865	177,916	△101,411	76,505
セグメント資産	246,301	78,702	325,004	462,633	787,638
その他の項目					
減価償却費	1,122	601	1,723	2,111	3,835

(注) 「調整額」は、報告セグメントに帰属しない一般管理費等の全社費用及び全社資産であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	自動車用品	電子玩具	その他	合計
外部顧客への売上高	815,660	372,183	51,327	1,239,171

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	中国（香港）	合計
6,723	437	7,160

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
加賀マイクロソリューション株式会社	333,738	OEM/ODM事業
マツダパーツ株式会社	330,732	PB販売事業

当連結会計年度（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	自動車用品	電子玩具	その他	合計
外部顧客への売上高	885,469	562,108	33,296	1,480,873

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国（香港）	合計
7,189	—	7,189

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
加賀マイクロソリューション株式会社	521,261	OEM/ODM事業
マツダパーツ株式会社	345,428	PB販売事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）	当連結会計年度 （自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）
1株当たり純資産額	201.74円	294.62円
1株当たり当期純利益金額	101.13円	97.30円

（注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）	当連結会計年度 （自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）
親会社株主に帰属する当期純利益金額 （千円）	63,709	61,296
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当 期純利益金額（千円）	63,709	61,296
普通株式の期中平均株式数（株）	630,000	630,000

④【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	302,427	295,057	1.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	28,047	22,528	1.5	—
1年以内に返済予定のリース債務	775	432	4.4	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	68,661	186,133	1.3	2021年～2030年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	197	2,419	5.6	2021年～2030年
合計	400,108	506,570	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	21,708	27,806	25,311	19,764
リース債務	246	258	271	285

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎年2月
基準日	毎年11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日 毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	— — — — —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	福岡市中央区天神二丁目14番2号 日本証券代行株式会社 福岡支店 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 日本証券代行株式会社 本店 三井住友信託銀行株式会社本店及び全国各支店 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合には、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 http://all-frontier.com/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

株式会社フロンティア
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所
指 定 社 員 公認会計士 寺 本 悟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 田 邊 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フロンティアの2019年12月1日から2020年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フロンティア及び連結子会社の2020年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上